

賛助会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第47条第2項の規定に基づき、公益財団法人報農会（以下「この法人」という。）の賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 この法人の活動に賛同する個人又は団体は、理事長の承認を得て賛助会員になることができる。

(理事会への報告)

第3条 理事長は新たに前条の賛助会員になった個人又は団体について、理事会に報告しなければならない。

(入会手続き)

第4条 賛助会員になろうとする個人又は団体は、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

(賛助会費)

第5条 賛助会員は、以下の賛助会費を年会費として毎年度納入しなければならない。

団体 1口以上（1口 50,000円）

個人 1口以上（1口 3,000円）

2. 賛助会費は、この法人の指定する口座に振り込むものとする。

3. 既納の賛助会費は、いかなる理由があってもこれを返納しない。

(賛助会員の特典)

第6条 賛助会員は、この法人が発信する情報の提供などを受けることができる。

(賛助会費の使途)

第7条 賛助会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(脱会)

第8条 賛助会員は、次の各号により脱会するものとする。

- (1) 賛助会員から脱会通知の提出があったとき
- (2) 正当な理由がなく賛助会費を3年間以上滞納したとき
- (3) 理事会の決議により除名がなされたとき

2. 賛助会員の除名が審議された理事会において、当該賛助会員には弁明の機会を与えなければならない。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

この規程は、令和7年11月21日から施行する。

賛助会員入会申込書

年　月　日

公益財団法人報農会理事長 殿

住 所：

団体名：

個人名又は代表者名：

(印)

連絡先（電話番号、メールアドレスなど）：

（団体の方は担当者のお名前などをご記入下さい）

この度、貴会の賛助会員として入会したいので、下記の通り申し込みいたします。

記

1. 入会希望日：

2. 会 費 : (可能であれば複数口でお願いします)

3. 氏名、団体名の公表（いずれかに○をつけて下さい）

承諾する（公表） 承諾しない（非公表）

4. 添付資料（団体であればパンフレット）：

賛助会員脱会届出書

年　月　日

公益財団法人報農会理事長 殿

住 所：

団体名：

個人名又は代表者名：

(印)

この度、貴会の賛助会員を脱会したいので、下記の通り届出いたします。

記

1. 脱会予定日：

2. 脱会理由：